

入札における失格基準価格（変動型）の設定（試行）について

財政課

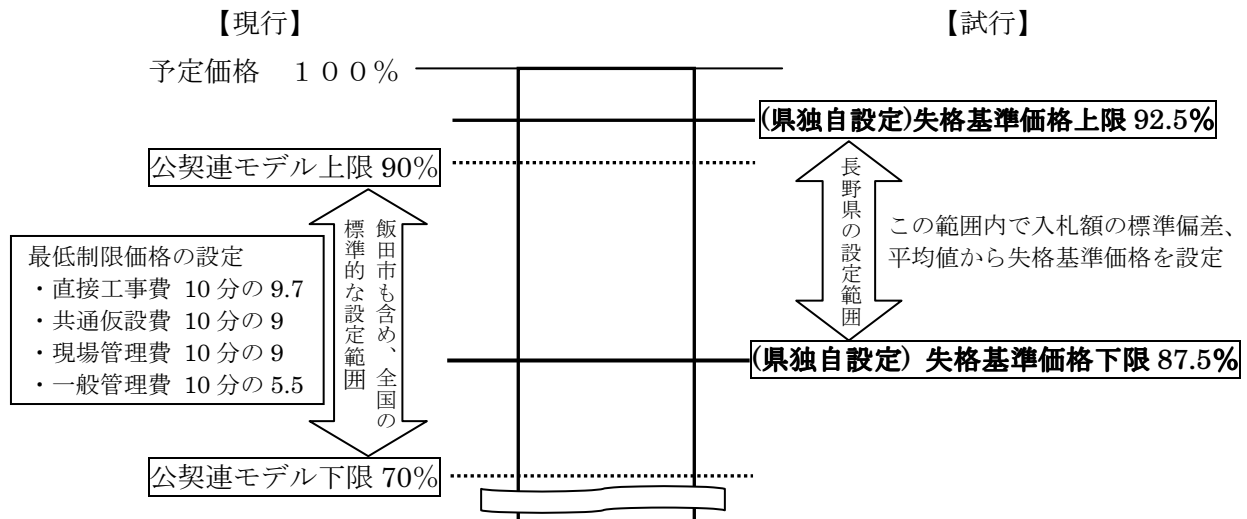
1. 試行方針

飯田市では、入札におけるくじ引き案件の減少対策とともに、企業の健全で安定した経営環境と労働者の労働環境の向上の観点から地域経済の健全な発展に資するため、『長野県の「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」に準じた失格基準価格』（以下、「失格基準価格（変動型）」という。）の設定による試行を平成 29 年 10 月から実施し、来年 4 月から本格実施を見込む。

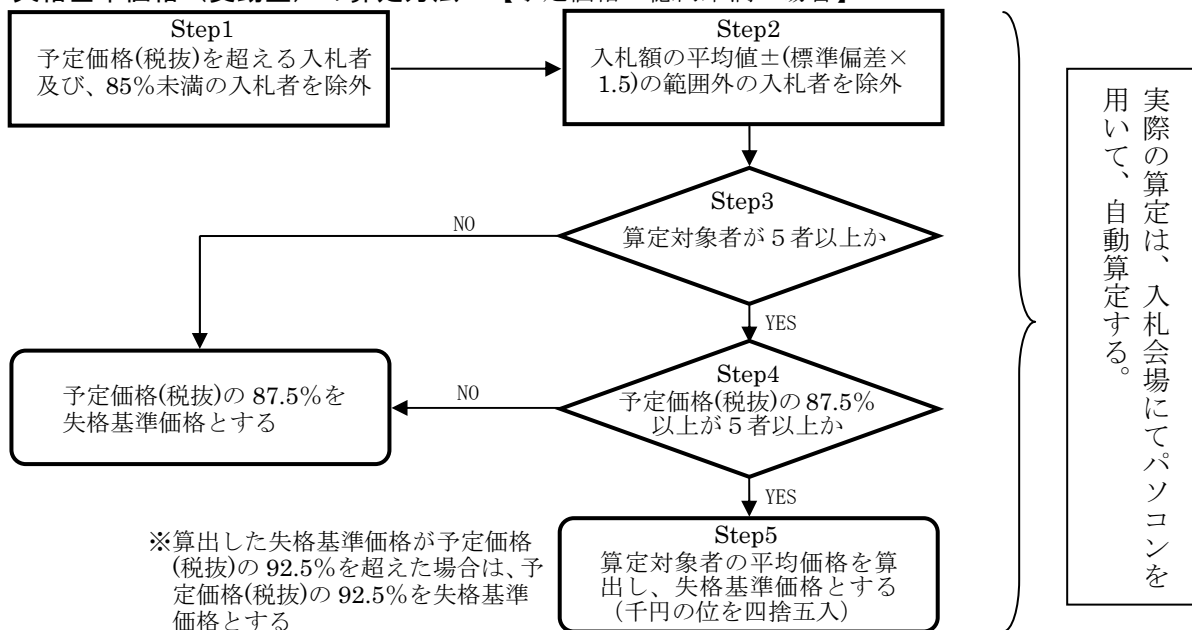
- ・ 予定価格が 130 万円を超える建設工事（土木一式）を対象として、失格基準価格の範囲を 70%～90%（公契連*モデル）から、87.5%～92.5%（長野県基準）に引き上げる。
- ・ 落札の下限額（失格となる額）を最低制限価格制度から低入札価格調査制度（変動型）に基づいた算出に改める。ただし、失格基準価格（変動型）を下回る入札者は、原則として低入札価格調査を行わず失格とする。（長野県と同様）
- ・ 対象とする建設工事（土木一式）以外は、引き続き最低制限価格制度を適用する。
 ※公契連・・・省庁などで構成する中央公共工事契約制度運用連絡協議会

2. 失格基準価格（変動型）の設定

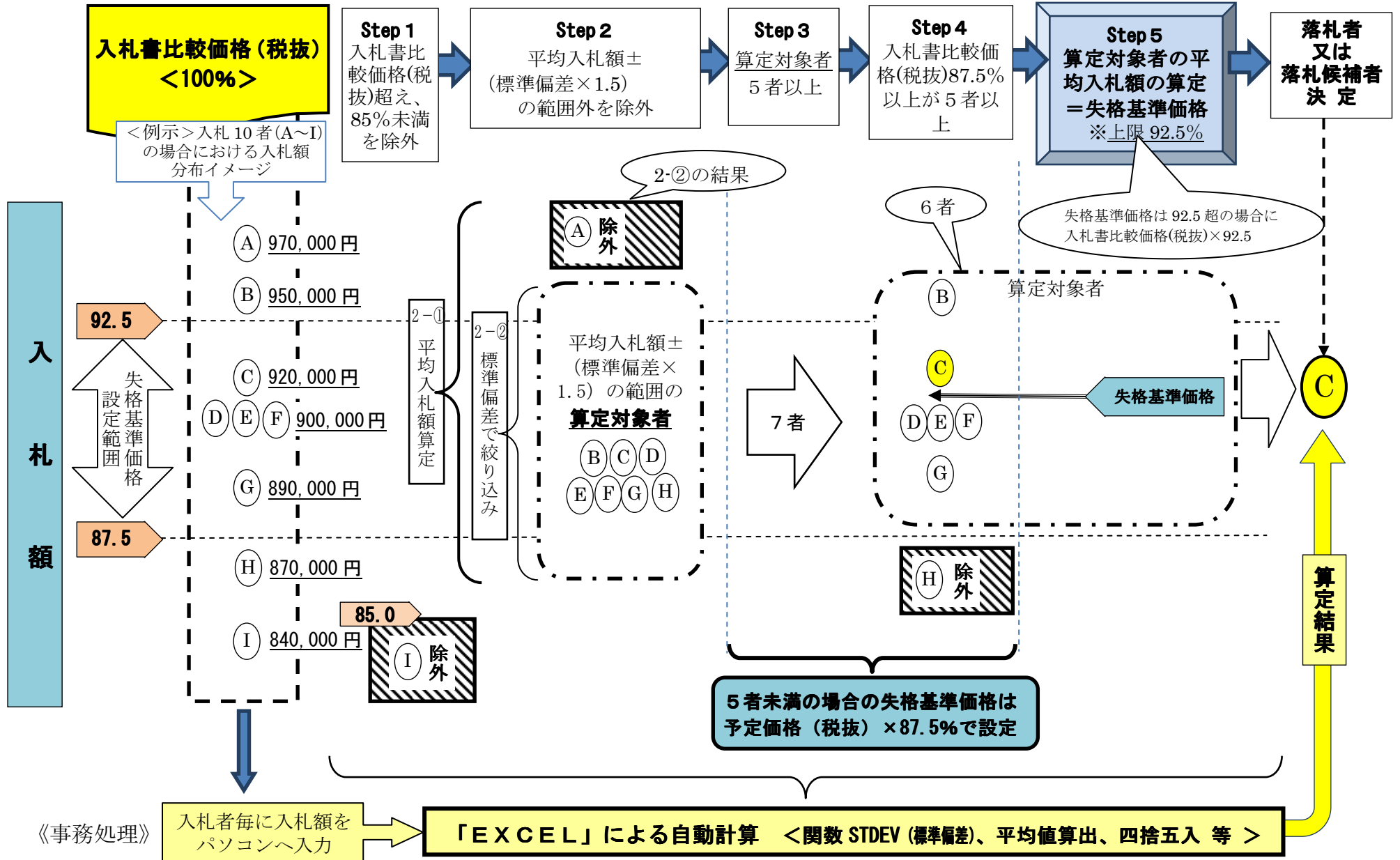
(1) 失格基準価格（変動型）の範囲



(2) 失格基準価格（変動型）の算定方法 【予定価格 2 億円未満の場合】



失格基準価格（変動型）設定の流れ（A～I 9者による入札を想定した入札書比較価格（税抜）100万円の場合）



2Pの具体的なシミュレーション

